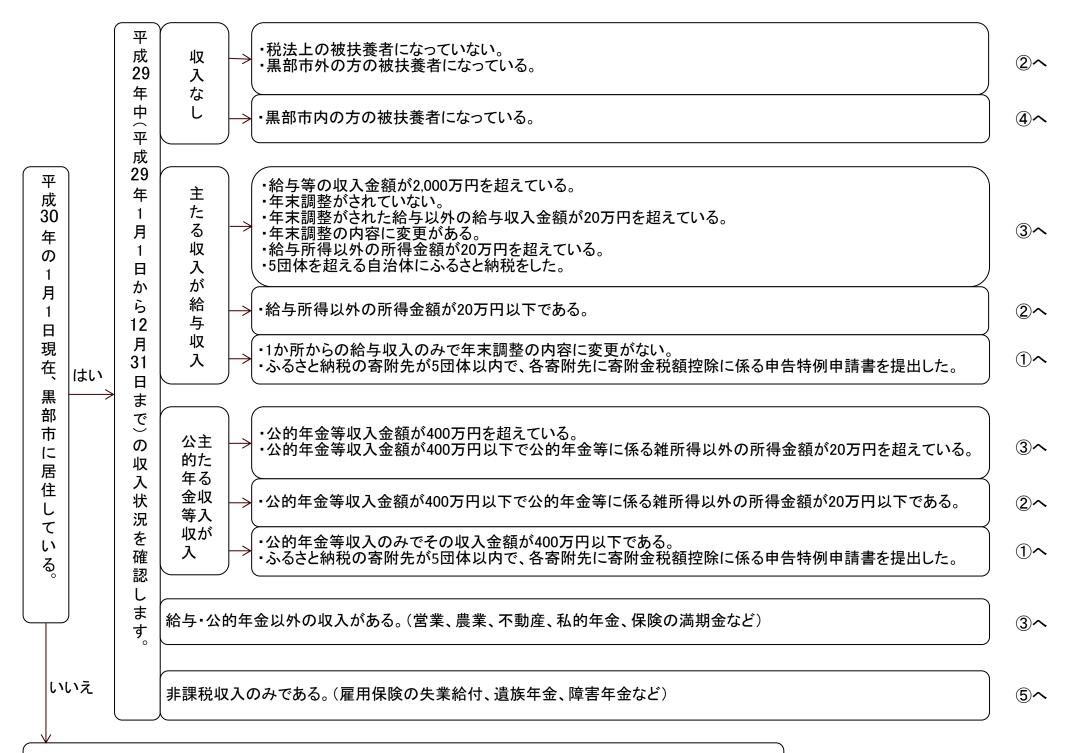
確定申告/市・県民税申告 フローチャート



黒部市への申告は必要ありません。平成30年1月1日現在に居住している市区町村へお問い合わせください。

- ①確定申告/市・県民税申告の必要はありません。
- ②市・県民税申告をする必要があります。(所得税の確定申告をする必要はありません。)
- ③(A)所得控除額の合計>所得金額の合計のとき 市・県民税申告をする必要があります。(所得税の確定申告をする必要はありません。)
- ③(B)所得控除額の合計<所得金額の合計のとき 所得税の確定申告をする必要があります。
- ④所得証明書等が必要となる方は市・県民税申告が必要です。
- ⑤④に加え、国民健康保険税の軽減措置を受ける場合は市・県民税申告が必要です。
- ※所得税の還付を受けようとする場合等には確定申告をする必要があります。
- ※市・県民税申告をすることで市・県民税額が低くなる場合があります。 (医療費控除や社会保険料、生命保険料控除、障害者控除、扶養控除の追加など)

【下記に該当される方は魚津税務署での申告となります】

- ・ 青色申告をされる方
- 不動産(土地・建物)の譲渡収入がある方
- ・初めて住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けられる方
- その他の複雑な申告をされる方
- ※「確定申告書」は魚津税務署へ提出してください。(申告期間中(2/16~3/15)は黒部市役所でも提出可能です。)
- ※ 上のチェック表は一般的な例です。ご不明な点は税務課(電話0765-54-2117(直通))までお問合せください。